

グリーンウッドテニスクラブ会員規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人川口教育・スポーツ財団（以下「財団」という）が運営するグリーンウッドテニスクラブ（以下「このクラブ」という）の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

(財団との関係)

第2条 このクラブは、財団が行う公益目的事業（奨学金事業、図書寄贈事業及び野球場施設の貸与事業）を達成するために必要な事業として運営される。

(運営方針)

第3条 このクラブは、会員の体位向上と健康の増進を図るとともに、会員相互の明朗健全なる社交と親睦の場となることを目的として運営する。

(事務局)

第4条 このクラブの事務局は、財団事務所（千葉市花見川区柏井 1-35-16）に置く。

(会計年度)

第5条 このクラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会長)

第6条 このクラブの会長は、財団理事長が任命する。

2 会長は、このクラブの目的を達成するためにクラブを代表して職務を執行する。

(運営委員会)

第7条 このクラブは、会長と協力して主導的にクラブの維持管理を行うことを目的として運営委員会を置く。

2 運営委員会は、6名以内の運営委員をもって構成する。

3 運営委員は、会員の互選により選任する。

4 運営委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 会長は、運営委員を兼ねることができる。

(会員の義務)

第8条 このクラブに入会した者（以下「会員」という）は、このクラブの運営、コート維持管理等について、会長及び運営委員に積極的に協力しなければならない。

(入会)

第9条 このクラブに入会を希望する者は、この規則に同意のうえ入会申込書（様式1号）を提出し、会長及び財団理事長の承認を得なければならない。

(会員の資格区分)

第10条 会員の資格は、次のとおり区分する。

正会員： いつでもコートを使用できる者をいう。

家族会員： 正会員の家族で、いつでもコートを使用できる者をいう。

平日会員： 土日・祝日・休日（以下「休日」という）を除いて、コートを使用できる者

をいう。

なお、クラブ内外の行事には、いずれの会員も区別なく参加することができる。

(資格の譲渡禁止)

第 11 条 会員は、その資格を他の者に譲渡してはならない。

(入会金及び会費)

第 12 条 このクラブの入会金及び会費は、別に定める金額とする。

2 会費は、毎年 4 月及び 10 月に、その後の 6 ヶ月分を一括して納付しなければならない。

3 途中で入会する者は、入会金及び入会する月から 9 月又は翌年 3 月までに相応する月割会費を、入会する時に納付しなければならない。

4 納付された入会金及び会費は、理由の如何にかかわらずこれを返却しない。

(資格区分の変更)

第 13 条 資格区分を変更する者は、4 月又は 10 月に資格異動願（様式 4 号）を提出しなければならない。

2 正会員が退会したとき、その家族会員は直後の 3 月末日または 9 月末日をもって会員資格を失う。ただし、資格異動願を提出して、正会員または平日会員に資格区分を変更することができる。

(休会)

第 14 条 会員が転勤、長期出張、病気等の事由により、6 ヶ月以上の期間にわたりコートを使用できない事情が生じた場合は、休会願（様式 2 号）を提出して休会の扱いを受け、会員資格を継続することができる。

(休会者の会費)

第 15 条 休会する者（以下「休会者」という）は、コートの使用の有無にかかわらず、毎年 4 月及び 10 月に、別に定める金額を納付しなければならない。

(退会)

第 16 条 会員は、退会届（様式 3 号）を会長に提出することにより、いつでも退会することができる。

(除名)

第 17 条 会長は、会員がこの規則の定めに違反したとき又はこのクラブの秩序を著しく乱したとき、運営委員会の決議を経て当該会員を除名することができる。

(ビジターの使用)

第 18 条 会員は、会員以外の者をビジターとして同伴することができる。

2 ビジターは、事前に会長又は運営委員の了承を得てコートを使用することができる。

3 ビジターの行為については、同伴する会員がすべての責任を負うものとする。

4 小学生以下の者はコートを使用することができない。

(休会者等及びビジターの料金)

第 19 条 平日会員が休日にコートを使用するとき又は休会者ならびにビジターがコートを使用するときの料金は、別に定める金額とする。

(コートの使用制限)

第 20 条 会長は、次のいずれかに該当するとき、コートの全部または一部の使用を禁止する

ことができる。

- (1) このクラブが主催する行事を行うとき
- (2) コートコンディションが悪く、使用に支障があるとき
- (3) コートの改修等を行うとき
- (4) 運営委員会が、使用を禁止することが適当であると判断したとき

(復会)

第 21 条 休会者が復会を希望するときは、復会願（様式 5 号）を提出し、第 12 条に定める会費を納付しなければならない。

(資格喪失)

第 22 条 会員は、次の各号のいずれかに該当したときは、会員資格を失う。

- (1) 退会または死亡したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 会費の納入を 3 ヶ月間滞納したとき
- (4) 会員資格を他の者に譲渡したとき

(免責)

第 23 条 財団及びこのクラブは、クラブ施設内（駐車場を含む）で発生した盗難、傷害、事故及びトラブルについては、一切の責任を負わない。

(損害賠償)

第 24 条 財団及びこのクラブは、使用者の責めに帰すべき事由により生じた損害を受けたときは、その使用者に対し、損害の賠償を請求することができる。

(会費等の変更)

第 25 条 このクラブは、諸般の事情によりやむを得ない事由が生じたときは入会金、会費等を変更できるものとする。

- 2 第 12 条に係る会費及び第 15 条に係る休会者の会費は、財団理事会の決議により定めることとする。
- 3 第 12 条に係る入会金及び第 19 条に係る料金は、財団理事長の承認を得て定めることとする。

(協議)

第 26 条 このクラブの運営に関し疑義が生じた場合は、財団とこのクラブは誠意をもって協議しなければならない。

(改廃)

第 27 条 この規則の改廃は、会長の同意を経て理事会の決議により行う。

(補則)

第 28 条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長の承認を得て会長が別に定めるものとする。

附則

この規則は、平成 23 年 4 月 15 日から施行する。(平成 23 年 4 月 15 日理事会議決)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。(平成 26 年 3 月 13 日理事会議決)

この規則は、2019 年 4 月 1 日から施行する。(2019 年 3 月 7 日理事会議決)